

平成 30 年(2018 年)度

京都府予算編成に対する要望書

平成 29 年(2017 年)12 月

公明党京都府議会議員団

京都府知事 山田 啓二 様

平成 30 年度京都府予算編成に対する予算要望

「時代の变革をリードする京都府政の推進を」

我が国は少子高齢・人口減少が急速に進展する中、これまでの制度やシステムでは対応出来ない状況が生じつつあり、様々な分野において抜本的な改革が求められている。政府は、「誰もが輝ける社会」の構築にむけて、子育て・教育負担の軽減など人づくりへの投資を通じた「全世代型の社会保障」へのシフトチェンジ、技術革新と連動した「生産性革命」、「人生 100 年時代」への挑戦に取り組もうとしている。

そうした流れの中で、京都府では雇用情勢が大きく改善し、社会資本の整備と地域創生の取組を大きく前に進めるなど、京都の未来を拓くための歩みが着実に進展している。他方、少子高齢・人口減少の進行は顕著であり、生産年齢人口の減少は将来に大きな不安を投げかけている。加えて、自然災害も多発しており、平成 29 年は台風 18 号及び 21 号が府内各地に甚大な被害をもたらすなど、様々な分野において本府として解決すべき課題は山積している。

府民幸福の最大化という使命を担う本府においても、経済の再生をはじめ、社会保障の充実や教育、防災・減災対策など直面する様々な政策課題に挑戦するとともに、次代にむけての变革を地方の立場からリードする取組を推し進めていかななくてはならない。

よって、公明党京都府議会議員団は、本府が市町村とこれまで以上に連携を密に図りながら、府民福祉の向上と地域の発展に取り組むよう求め、ここに平成 30 年度予算要望を行う。

京都府知事選挙を控えての平成 30 年度予算は骨格的予算にならざるをえないが、府政の更なる発展を見据え、山田知事におかれては、この提言を予算編成に反映されることを強く要望する。

平成 29 年 12 月
公明党京都府議会議員団
団長 村井 弘
代表幹事 林 正樹
山口 勝
諸岡美津
小鍛治 義広

重点要望項目（13項目）

1. 今上天皇の退位にもとづく、新たな元号の創設をはじめとする自治体の事務に関しては万全の体制で臨むこと。
2. 文化庁の京都移転
 - (1) 移転等の費用負担については、国との協議のもと、府民の理解を得られるものとし、一方的に過重な負担とならないようつとめること。
 - (2) 京都ならではの文化財の活用も含めた多様な文化行政を展開すること。あわせて府民の理解が進むよう広報周知に取り組むこと。
 - (3) 文化庁移転を早期に実現するとともに、世界遺産登録候補に挙げられている古墳群との研究成果を生かした埋蔵文化による分野の深化を進め、京都文化をより高めること。
3. 真に実効性ある働き方改革
 - (1) 京都府における長時間労働の要因の分析や人事管理の在り方について、取組を強化すること。
 - (2) 地方自治法改正による「同一労働同一賃金」を推進するための地方公務員の「非正規職員」に係る待遇改善については、期末手当・昇級を含めた財政的諸課題等について、国への要望など早期にその対応につとめること。
 - (3) 女性が活躍できる環境整備については、活躍支援拠点「ウィメンズベース」や「女性活躍応援マネージャー」を積極的に活用し、あらゆる分野での女性登用を推進するとともに、多様な働き方の普及や再就職支援等を推進すること。
 - (4) 教員の過重な勤務状況を改善するため、部活動の休養日の設定、外部指導者の採用などを積極的に実施すること。
4. 京都府が有するビッグデータや行政情報を一層公開するとともに、市町村が持つデータとの共有を図り、民間事業者などが京都ならではのアプリを開発できるよう支援すること。

5. 民泊については、旅館業法にもとづく許可を受けていない施設や実態が不明な施設に対して法令を遵守するよう行政指導を強化するとともに、許可施設についても近隣とのトラブル防止措置を講じるよう指導すること。あわせて、住宅宿泊事業法（民泊新法）の施行にむけて、京都府の地域事情を踏まえた条例の制定や実施・指導体制の整備をはかること。
6. LGBT の理解促進、相談体制の拡充、当事者との意見交換等による困難事例の把握と課題解決にむけた取組などを通じて、多様性が尊重される社会を推進すること。
7. 警報による避難指示や避難勧告の発令に対する住民意識の啓発を行うとともに、避難場所への行動計画を市町村と協力し構築すること。
8. 2020 年東京オリンピック・パラリンピック、ワールドマスターゲームズ 2021 関西にむけて施設整備や指導者育成を推進すること。また市町村との連携を密にし、スポーツ振興や競技力の向上などを図る支援策を拡充すること。
9. 「大人の救急電話相談事業」については、先進事例を積極的に調査し、関係団体とも協議のうえ、早期に実現すること。
10. 障がい者・高齢者を含む誰もが旅行を楽しむことが出来るユニバーサルツーリズムの環境を整備するため、バリアフリー情報の提供や旅行サポートなど地域の受入体制を拡充するとともに、旅行商品の開発についても支援すること。
11. 「海・森・お茶の京都」の取組を総括したうえで、DMO による事業の継続的な展開においては、広域振興局の独自取組や他府県地域との連携、地元産業・雇用の活性化につながるよう支援すること。
12. 特殊詐欺対策においては、特に被害が顕著な高齢者に対する啓発や相談体制を強化するとともに、関係機関・事業者とも連携し、その摘発検挙につとめること。
13. 2020 年から小学校に導入されるプログラミング教育においては、ICT 時代に対応する能力向上に資する実効性ある内容となるよう、外部の人材の積極的な活用などにつとめること。

予算要望項目

1. 京都流地域創生の推進においては、数値目標や重要業績評価指標にもとづく客観的な検証を行いながら、実効性ある施策を展開すること。
2. 人口減少地域における活性化策を強化すること。たとえば他府県と隣接する相楽東部地域においては、三重県や奈良県との府県横断型の地域連携を図り、交流人口の増加、医療圏の相互連携の強化、企業の誘致、お茶産業の創出などを図ること。
3. 京都府における国際課の推進においては、「国際化推進政策監（仮）」を設置し、全庁体制で総合的かつスピーディーに対応できる体制の構築を図ること。
4. ヒアリ対策においては、国との連携を図り、港湾に集荷されるコンテナへの検疫・防除対策を強化すること。
5. 複数の災害が同時あるいは連続して発生する複合災害や多くの府県が同時被災する広域巨大災害など、災害対応・復旧復興の困難性が増すこれら災害を想定した総合的な対策を推進すること。
6. 新たな洪水想定に対応出来るよう、淀川水系の桂川、宇治川、木津川の現計画での整備を早期に促進すること。特に、桂川については三川の安全に係ることからも最優先で整備すること。
7. 南海トラフ巨大地震や京都直下型地震を想定し、発災後の復旧を推進する家屋被害認定士制度の導入・推進を図ること。
8. 原発事故に備え、広域避難計画に基づく PAZ 及び UPZ 内住民の避難に係る誘導體制、輸送手段の確保、汚染検査及び除染体制の整備、避難先とのマッチングなど、国、関係市町、関西広域連合や事業者と協議を重ねながら体制を強化すること。
9. 防災上の課題がある密集市街地については、避難・延焼防止及び消火救出活動に有効な道路・公園等の整備、消防水利・備蓄倉庫等の防災施設の整備など、市町村が取り組む施策への支援を拡充すること。

10. 帰宅困難者対策については、京都市をはじめとする市町村と連携をしながら、府域の観光地ごとに対策の充実強化を図ること。
11. 京都府内の企業育成のため、各部連携のもと、積極的に公共調達、公共工事への参入を促進する仕組みづくりを構築すること。
12. 多様な分野での活用が期待されるドローンについては、研究機関、大学、企業等とも連携し、その研究・活用・普及を図ること。
13. ICTを活用したふるさとテレワークの推進については、企業・自治体・NPO等によるサテライトオフィスやテレワークセンターの開設・運営への支援、進出企業の誘致や地域・地場産業とのマッチング、補助や税額控除による財政支援などを通じて、ふるさとテレワークをより積極的に推進すること。あわせて、京都府庁においても、その推進を率先すること。
14. ヘイトスピーチについては、対策法に規定された「実情に応じた施策の実施」という地方自治体の役割を踏まえ、京都府として人権差別や人権侵害が起こらないよう有効な対策を講じること。
15. 食品ロスの削減については、家庭への啓発、企業・団体の参加を求めるとともに、フードバンクへの支援も含め積極的に取り組むこと。また農家とこども食堂を直接マッチングさせるなど、新たな仕組みや可能性についても検証のうえ実施すること。
16. 改正文化芸術基本法の施策に則り、生活文化の中の食文化の振興を図ること。
17. 3浄水場の連結を生かし、府営水道の全体運営の効率化を進めるとともに、今後発生する施設の修繕費用を最少化することで、府営水道の料金の適正化につとめること。
18. 再生可能エネルギーについては、太陽光、バイオマス、風力、小水力などこれまでの取組を検証し、多様な主体と連携しながらその導入を促進すること。
19. 水素社会の実現にむけた取組については、府民の理解を深めるとともに、京都の知恵やものづくり技術を活かした水素関連の技術開発を促進し、新たな産業となるよう推進すること。

20. 成年後見制度の普及については、市町村と連携のうえ促進を図ること。
21. 個人の医療情報を一元化し、健康増進への寄与、医療費の適正化等の効果が期待されるポケットカルテの導入について、その促進を図ること。
22. 救急医療・搬送体制については、ドクターヘリの効率的な運用やドクターカーの導入により、一層の充実強化を図ること。
23. 少子化対策として、子ども医療費の無料化をさらに推進するとともに、小児科医の確保、コンビニ受診対策としての小児医療に係る相談窓口の充実など、地域の実情を踏まえた対策を講じること。
24. 増える子どもの虐待事案に対し、児童相談所など対応体制の更なる拡充と、市町村、学校、幼稚園、保育園など関係機関との情報共有・連携体制をさらに強化すること。
25. 子どもの貧困対策においては、教育、生活、経済など各支援策が総合的かつ効果的に実施されるよう関係機関と連携を図りつつ推進すること。
26. 高齢者虐待防止対策においては、関係機関との連携により、被害の早期発見・通報、相談体制の強化を図るとともに、被害者の保護やケアなどの体制を確立すること。
27. 企業・経済団体やシルバー人材センター等との連携を強化し、高齢者の豊富な知識・技能・経験等を活かせる多様な就業機会を創出し、意欲のある高齢者とのマッチングを拡充すること。
28. 家庭的養護を推進するため、養育里親の育成・支援、普及啓発を図るとともに、ファミリーホームの整備促進支援を拡充すること。
29. AEDについては広く設置されているものの、その多くが施設内に配備されていることから、夜間・休日の緊急時に対応可能となるよう設置推進を図ること。
30. ピロリ菌除菌等については、2次除菌まで助成を拡充すること。また、高校生への除菌事業については、全高校が対象となるよう取り組むこと。
31. 感染症対策については、新興・再興感染症への対応体制を拡充すること。

32. 京都認知症総合センターの整備にあたっては、地域ぐるみで認知症の人を支えるモデルが構築できるよう取り組むこと。
33. 吃音に対する理解促進と相談支援体制の構築を拡充するとともに、教育現場における教員の対応力向上のための研修、就労支援や医療提供体制の充実を図ること。
34. 待機児童問題については、京都府保育人材マッチング支援センターなどを通じた人材の確保や地域の実情に即した施設の整備を図るなど、その解消にむけて積極的に取り組むこと。
35. 指定難病が拡大したことから、制度の周知、新たな医療費助成制度の運営、医療体制の整備、療養生活支援、相談体制の充実強化、就労支援などを行うこと。また小児慢性特定疾病の患者が成人しても切れ目のない医療並びに自立支援が受けられるよう対策を強化すること。
36. 医療的ケアの必要な障がいのある児童やその家族が安心して暮らせる地域づくりを推進するため、療養児を支える地域ネットワークの構築、ショートステイのさらなる確保、保育所等に専門的なアドバイスができる児童発達支援センターの設置、関係者への専門研修などに積極的に取り組むこと。
37. 発達障がい児・者の支援については診断できる医師の養成、生活・就労支援など地域における支援ネットワークの構築を図ること。
38. 障がい者の就労支援については、実態に即した相談から就労、定着までの総合的な支援を行うとともに、未達成企業に対する理解促進、施設・設備の整備、雇用管理など就労に係る総合的なサポートを行うこと。
39. 職場における障がい者に対する虐待を根絶するため、京都労働局とも連携し、府内企業への周知啓発を強化すること。
40. テレワークを活用した障がい者等の就労、とりわけ在宅テレワークの構築を支援するなどして、その推進に取り組むこと。
41. TPP11、日中韓 FTA、EU との EPA 協定など「貿易自由化」の潮流の中、府内の農林水産業や製造業等に及ぼす影響について、適切な情報提供などにつとめること。

42. 和装振興を図るため、京都府が開催するイベントにおいて、府の職員が積極的に着物を着用すること。
43. 伝統産業については、新産業との技術の融合による新たな事業展開がなされるよう支援すること。あわせて、担い手の育成に取り組むとともに観光・流通業などと連携し販路拡大を図ること。加えて、歴史的な資産としての保存も検討すること。
44. 中小企業の経営支援、とりわけ事業承継に係る支援を強化すること。
45. 京都経済センターについては、様々な知恵の融合により新たな価値が生まれる経済団体の「交流と融合」の場にするとともに、新たな時代にふさわしい中小企業の総合支援策を構築すること。
46. 京都府内における「ブラック企業」の実態把握を進め、劣悪な労働環境が発生しないよう、国の施策と連動を図り、アルバイトの機会が多い学生に情報提供をするなど、府としての取組を強化すること。
47. 農業支援として、ブランド京野菜、また産地名、農業者個人の名称などを活かした新ブランド野菜の拡大を図り、後継者育成や個人農業従事者の支援、新規参入を支援すること。
48. 漁業支援として、京都府海洋センターの研究成果を漁業者に還元するとともに、稚魚の孵化率の向上などの品質改善につとめ、利益回収がより高まる漁業者を育成すること。
49. 林業支援として、豊かな森を育てる府民税をより効果的に活用し、府内産木材の普及拡大につとめるとともに、エコ住宅やエコタウンづくりにおいても優先的な活用を図ること。
50. 野生鳥獣被害対策においては、人材育成・確保策の充実を図り、鹿肉・猪肉の有効活用のための技術習得ができるような仕組みづくりを講じること。あわせて、防護ネットの整備等、ハード対策の強化につとめること。
51. 高齢化が進行する府営住宅においては、居住者と周辺住民や自治体が、団地再生やまちづくりについて協議できる体制を構築させるなどし、地域コミュニティの強化にむけて取り組むこと。

52. 低所得高齢者の住宅確保については、サービス付高齢者向け住宅の適切な整備を推進するとともに、空き家活用による住宅提供など、支援策の構築を図ること。
53. 府営住宅の入居要件である連帯保証人制度については、少子高齢化社会の現状に即した、新たな視点に立った要件となるよう積極的に取り組むこと。
54. 都市計画の推進、土地用途の変更計画の審査がより迅速に進むよう、市町村との連携や審議会での審査を適正な時期に行うこと。
55. 計画中の警察署の建て替えや交番の新設を早期に進めること。特に、大規模な洪水が発生しやすい宇治・久御山地域の警察署に関しては、早期に建て替えを促進すること。
56. 再犯防止対策として、府再犯防止推進計画の策定に取り組むとともに、犯罪者の就労・住居・生活、保健医療・福祉サービスに係る支援を拡充すること。
57. 性犯罪を抑止するため、パトロールの強化等実効性ある対策を講じるとともに、京都 SARA を核に、支援体制をさらに整備し、被害直後から中長期的にわたり総合的に支援すること。
58. 青色防犯パトロールの運行や地域の安心・安全のために実施される防犯活動に対し、一層の財政支援を行うこと。
59. 運転免許の自主返納については、当事者及び家族が相談できる体制を拡充するとともに、市町村・関係団体と連携を図り、自主返納された方に対する各種支援策を強化すること。
60. 私立高等学校あんしん修学支援制度の拡充については、滋賀県や大阪府など隣接府県との相互支援に取り組むこと。
61. 特別支援学校において、その教育的効果が期待されるヒト型ロボットや3DプリンターなどのICTの導入を促進すること。
62. 特別支援学校の早期の新設を促進すること。特に人口急増地域の実情をしっかりと把握し、将来にも対応出来る規模を確保すること。

63. 教育現場における未来志向の国際平和教育を推進すること。また、持続可能な開発のための教育（ESD）を推進する拠点であるユネスコスクールの加盟推進及び取組強化を図ること。
64. いじめの未然防止、相談体制の拡充、早期発見、重大事態に対する取組を強化すること。あわせて、私立学校との協調も図ること。
65. 学校現場が抱える多様化・複雑化する課題に適切に対応するため、「チーム学校」の実現を図り、教員が担うべき業務に専念できるようにすること。
66. 府立高等学校における体育館やグラウンドなどのハード整備に関しては、優先順位をつけるなどし、早期に整備を進めること。
67. 府立高校の今後のあり方については、全日制・定時制・通信制の特色を活かし、個性化・多様化している生徒のニーズと生徒数減少に対応できるよう取り組むこと。とりわけ、丹後地域及び口丹地域の府立高校のあり方や活性化策については、地元住民の理解が得られるようつとめること。
68. 不登校対策については、学びアドバイザーの拡充や心の居場所サポーターの配置を推進するとともに、フリースクールとの連携を図るなど、不登校の子どもが生き生きと学べる環境の整備により一層取り組むこと。
69. 18歳選挙権導入の実情を踏まえ、初等・中等教育での主権者教育を推進するとともに、大学キャンパス内等への期日前投票所の設置など、投票機会の拡充を通じて若者の政治参加をより一層促進すること。